













目 次 Contents

ごあいさつ······ 2
経営理念、基本方針、沿革・歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
組合概況、事業の組織図、役員の一覧、会計監査人の名称・・・・・・
事業概況、主要な経営指標の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
不良債権等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
リスク管理態勢について
コンプライアンス (法令等遵守) 態勢について12
総代会制度について······13
主要な事業の内容12

商品・各種サービスのご案内15~16
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況 ······17~20
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・21
資料編22~38
法定開示項目一覧 39
報酬体系について 40
営業地区・店舗、トピックス41
店舗一覧表42









ごあいさつ

皆様方には、ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。

平素は十勝信用組合に格別のご愛顧、お引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、ここに当組合の現況について、ディスクロージャー誌を作成いたしました。 本誌を通じて当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

昨今の我が国経済は、政府の経済財政政策の推進により、緩やかな回復基調で推移している中で、内需主導型の管内経済においては、人件費や仕入価格などのコスト上昇に見合った価格転嫁が遅れるなどの景気回復の恩恵が少ない状況でもあります。また、一方で農業租生産高は30百億円を突破し十勝農業の安定的な生産基盤があると共に少子高齢化、都市部への人口異動など将来の課題も山積しております。

このような情勢下、当組合は、中期経営計画(3ヵ年)の最終の年度として、平成 27年度も引き続き地域金融の円滑化と経営の強化に邁進してまいりました。

その結果、業績面では、預金は期中平均残高491億77百万円(対前年比+16億33百万円・3.43%増)貸出金は期中平均残高281億12百万円(対前年比△54百万円・0.19%減)となりましたが、創業支援資金をはじめとする将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組みや太陽光発電施設建設等への設備資金需要に積極的に応えてきた結果、貸出期末残高については3年ぶりにプラスに転じることができました。

収益面においては、経常利益対前年127百万円増の328百万円、当期純利益は対前年96百万円増の220百万円となり、8期連続の黒字を計上するに至り、経営の健全指標となります自己資本比率は前期比0.04%増加の11.14%を確保する事ができました。

これもひとえに、皆様のおかげと心より感謝申し上げます。

平成28年度は当組合創立60周年の年でもあり、相互扶助と原点回帰を基に第2期中期経営計画を策定し、今年度から女性初の渉外係3名を配置、お客様へのよりきめ細かく優しい営業活動を通じ、一つ一つの事業先様が元気になるよう、地域に根差し共に成長して参りたいと考えております。

今後も組合員の皆様と共に地域社会の繁栄に貢献できるよう役職員一丸となり一層 の努力を重ねてまいりますので、引続きご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い 申し上げます。

平成28年7月

十勝信用組合 建事長 高橋 克弘

2

経営理念

1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、 取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして 恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、 役職員の生活向上を目指して努力する。



基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要と される金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

沿革・歩み

昭	3 1年 8月	帯広市西1条南12丁目に開店
和	37年11月	緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)
	3 9年1 1月	北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)
	42年11月	幕別支店開店
	43年11月	本店、現在地に移転開店
	5 0年1 2月	上士幌支店開店
	5 2年1 1月	南支店開店
	5 5年1 2月	西支店開店
	58年 9月	啓北支店開店
	59年 8月	全銀データー通信システム(為替)に加盟
	60年 8月	預金業務オンラインシステム稼動開始(全国信組共同)
平	2年 7月	銀行等業態間CD提携(MICS)業務開始
成	8年11月	創立40周年記念式典挙行
	10年 6月	北海道拓殖銀行春駒橋支店跡に緑ヶ丘支店移転
	12年 4月	郵貯とのCDオンライン提携業務開始
	12年 4月	信用組合業界の監督事務が北海道から金融庁に移行
	14年 1月	損害保険窓販業務開始
	14年12月	上士幌支店改築開店
	15年 4月	インターネットホームページに経営情報の開示開始
	16年 4月	中小企業金融公庫・釧路信組・十勝信組において
		業務提携・協力について覚書を締結
	16年11月	監査法人 トーマツと監査契約の締結
	16年12月	決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始
	17年 6月	本店建物改修
	17年 9月	「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用
		者相談室」の開設
	18年 1月	ATMによる他行振込カード利用開始
	18年 2月	一時払い終身生命保険の取り扱い開始
	18年11月	創立50周年記念式典を開催

		U.S. M. R. 175 P. A. T. I.A. T. T. I.A.
平	19年 8月	北海道財務局 金融検査受検
成	20年 2月	適格機関投資家の指定を受ける
	20年 3月	北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機
		関契約締結
	20年 6月	髙橋 克弘 理事長に就任
	20年12月	北海道財務局主催「金融庁機能強化法に係る説明会」参加
	21年 5月	預金保険機構検査受検
	21年12月	北海道財務局主催「中小企業等金融円滑化法に係
		る説明会」参加
	22年 5月	北海道財務局主催「危機対応業務に係る指定金融
		機関制度に関する説明会」参加
	22年 6月	北海道財務局 金融検査(金融円滑化)受検
	22年 9月	金融庁業務説明会参加
	22年 9月	全信組連札幌支店による国庫金検査受検
	22年 10月	北海道財務局主催「視覚障がい者団体と金融機関
		との意見交換会」参加
	22年 11月	井上潔前理事長「黄綬褒章」受章
	22年 11月	北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
	23年 3月	北海道財務局主催「地域密着型金融シンポジウム」参加
	23年 9月	金融庁業務説明会参加
	23年 10月	北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
	24年 1月	北海道財務局 金融検査受検
	24年 5月	髙木喜一元理事長「旭日双光章」受賞
	24年 12月	経営革新等支援機関として認定を受ける
	25年 2月	でんさいネット(全銀電子記録債権)開業に合わせて取扱開始
	25年 11月	髙橋克弘理事長「黄綬褒章」受章
	26年 11月	啓北支店、現在地に移転開店
	27年 1月	北海道財務局 金融検査受検
	27年 8月	㈱日本政策金融公庫と地方創生に関する業務提携締結
	27年 12月	インターネットバンキングサービス開始

19年 5月 第5次オンラインシステム運用開始

組合概況 (平成28年3月31日現在)

称 十勝信用組合 職員数 75名 (男性47名·女性28名) 名

〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地 店舗数 8店舗 本 店 TEL 0155-23-1371 (代) 市 内 本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北

昭和31年8月 幕別、上士幌

設 1/ 出資金 4億85百万円 事業内容 預金・融資・為替業務の他

㈱日本政策金融公庫等各種代理業務

議員、部会役員への参画 商工会議所

事業の組織図

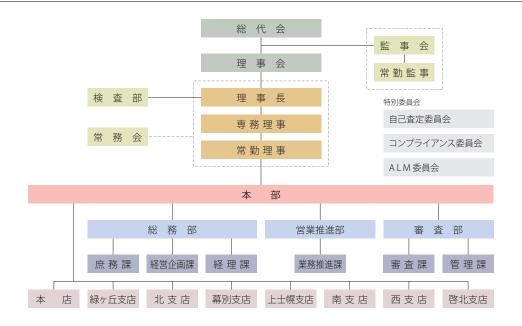
481億円

284億円

預金残高

融資残高

(平成28年6月24日現在)



役員の一覧 [理事及び監事の氏名及び役職名]

(平成28年6月24日現在)



髙橋 克弘



専務理事 大場 孝志



常勤理事 寺井 誠一



常勤理事 橋場 幸一



千葉 清孝



徳井 裕昭



理 事



理 事 五日市 修



本田 公一



髙木 良二



神津 荘平

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。 ※協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事

会計監査人の名称

(平成28年6月24日現在)

有限責任監査法人 トーマツ

• • • 4

事業概況

預金・積金の状況

平成27年度は、地縁・人縁による地域密着活動を更に推進し、利用者の利便性向上を主眼とした外訪活動を積極的 に展開しました。「子育て応援定期」の推進、また年金受給先を対象とした「年金旅行」「理事長杯年金パークゴル フ大会」等を実施し、しんくみファン増加の為の活動を展開したことより期末の預金残高は481億65百万円(対前期比 4億54百万円増・0.95%増)となりました。

貸出金の状況

創業支援資金をはじめとする将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組や太陽光発電等の設備資金の貸出金 需要に積極的にこたえてきた結果、期中平残は0.19%減となったものの貸出金残高は284億67百万円(対前期比4億65 百万円・1.66%増)となりました。

損益面の状況

貸出金利息は、貸出金期中平残及び貸出金利回り低下により、対前期比7百万円の減少ではありました。また、有価証 券では、市場動向により投資信託の益出しが無かったことから有価証券利息配当金が前期比1億2百万円の減少となりま したが、国債の売却により国債等債権売却益が対前期比14百万円の増加となり、株式等の売却により株式等売却益が対 前期比98百万円の増加となった結果、税引前当期利益は3億28百万円で対前期比1億29百万円増、当期利益は2億20百万 円となり、対前期比では96百万円増となりました。

組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引続き、出資金の増強を推進致しました。 その結果、組合員皆様のご理解・ご協力を頂き、当期中に出資金額5,420千円の増加となり、組合員数は11,856名、出 資金総額は485,162千円となりました。

出資配当率について

出資配当は、業績等から年2%の据置きと致しました。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	1,131,029	1,113,389	1,199,046	1,224,479	1,229,157
経 常 利 益	105,889	217,625	339,850	201,170	328,931
当期純利益	74,721	181,193	234,121	124,033	220,286
預金積金残高	42,839,433	43,689,103	44,857,828	47,711,057	48,165,274
貸出金残高	28,496,971	28,576,688	28,304,502	28,002,505	28,467,160
有 価 証 券 残 高	9,697,785	9,952,394	10,617,679	14,214,324	15,866,685
総資産額	45,419,407	46,760,566	48,264,333	51,294,512	51,982,239
純 資 産 額	1,876,523	2,333,765	2,640,699	2,922,841	2,994,565
単体自己資本比率	9.42%	9.34%	10.03%	11.10%	11.14%
出 資 総 額	441,887	448,254	460,352	479,742	485,162
出 資 口 数	883,774 🗆	896,508 🗆	920,704 🗆	959,484 □	970,324 □
出資に対する配当金	8,640	8,732	8,948	9,282	9,480
職員数	73 人	73 人	71 人	76人	75 人

^{1.} 残高計数は期末日現在のものです。 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

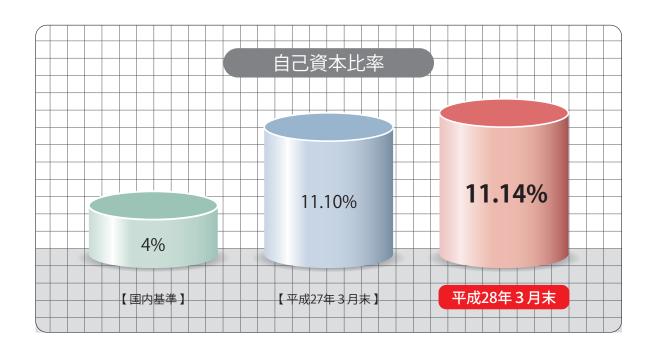


自己資本の充実の状況

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。

当組合の平成28年3月末の自己資本比率は、国内基準(4%)を充分上回る11.14%を確保しております。当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。



■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金及び一般貸倒引当金等により構成されています。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、平成28年3月末の自己資本比率は、11.14%と国内基準(4%)を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいてる出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度でとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の積上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。

不良債権等の対応

当組合は、融資審査・管理能力の向上に努め、貸出債権の不良化の未然防止に努めております。また、 貸出金査定業務の厳正運営により保有する資産がどの程度の危険にさらされているかを適正に把握し、資 産の健全性確保を図っております。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

· · · · · · · · · · · · · · ·

区分		債権額 (A)	担保·保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) (B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及び	平成28年3月末	945	426	518	945	100.00%	100.00%
これらに準ずる債権	平成27年3月末	929	423	506	929	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年3月末	705	617	64	682	96.76%	73.84%
	平成27年3月末	734	572	128	701	95.47%	79.45%
要管理債権	平成28年3月末	154	133	2	135	87.82%	11.19%
女旨垤頂惟	平成27年3月末	253	211	1	213	84.07%	3.95%
不良債権計	平成28年3月末	1,805	1,177	585	1,763	97.69%	93.36%
1、区 原 惟 可	平成27年3月末	1,918	1,207	636	1,844	96.16%	89.62%
正常債権	平成28年3月末	26,758					
	平成27年3月末	26,190					
合 計	平成28年3月末	28,563					
	平成27年3月末	28,108					

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- 、保険はありが付くなかしてもります。また平は小板に乗る地を当街工人しております。
 1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権です。
 2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
 3 「更管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5 「担保、保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6 「貸倒引出金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引出金を控除した貸倒引出金です。
 7 全物に対象(権)といる場合の計断です。

 - 金額は決算後(償却後)の計数です。

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区分	→	残 高 (A)	担保•保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成28年3月末	178	62	116	100.00%
似 桃 尤 頂 惟	平成27年3月末	112	50	62	100.00%
延滞債権	平成28年3月末	1,471	981	466	98.45%
<i>严</i> /市 貝 惟	平成27年3月末	1,548	943	572	97.85%
3ヵ月以上延滞債権	平成28年3月末	14	14	0	100.00%
3万万以上延市頂惟	平成27年3月末	35	35	0	100.00%
貸出条件緩和債権	平成28年3月末	140	118	2	86.40%
貝山木下版和貝惟	平成27年3月末	218	176	1	81.50%
合 計	平成28年3月末	1,804	1,177	585	97.68%
	平成27年3月末	1,915	1,205	636	96.15%

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- ※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。
 (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貿出金貨賃削償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立があった債務者、③子所交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建マは支援(以下経管再建等)という。)を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3 カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金と上記1及びを除く)です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の滅免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金と上記1~3を除く)です。
 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金と(C)」は、り己合理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 8. これらの開示額は、担保処分による回収り記載、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別負倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■貸出金償却の額

■貝田並頂型の協		(単位:百万円)
項目	平成26年度	平成27年度
貸出金償却額	_	_

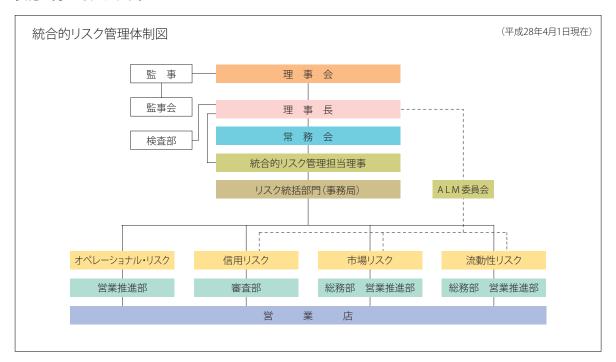
- 1.貸出金償却額は、前期までの引当額を控除した実質支出額を記載しています。2.単位未満は切り捨てて表示しております。

. . . .

リスク管理態勢について

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められております。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めております。



■市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター(危険要素)の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的にリスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を定期的に開催し、資産の健全性と収益の向上に努めております。

■流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的に統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めております。

尚、当組合では、資金を市場から調達していない事から「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。

リスク管理態勢について

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産(オフバランス資産を含む)価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に 努めております。

●リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の4社を採用しております。

■ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類毎の適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じておりますが、あくまでも補完的位置付けと認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・ 有価証券等、保証として信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等、貸出金と自組合預金の相殺 として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連へ の預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

- ●派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項 当組合は、該当ありません。
- ●証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理態勢を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理態勢の充実・強化に努め態勢上の問題点等を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする態勢によりリスクの削減に努めております。

(システムリスク管理の方針)

- ○当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター(以下「SKC」という。)のシステムを利用していることから、SKCと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- ○当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- ○通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

(事務リスク管理の方針)

- ○当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- ○事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- ○事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理態勢の充実・強化を図る。
- ○機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- ○現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫 入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- ○事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施する ほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- ○各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。 (子会社及び関連会社株式はありません)

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリューアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運

リスク管理態勢について

用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適 正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報 告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証 券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った 適正な処理をしております。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱しておりません。

■金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しま すが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としてお ります。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリ スク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債 の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利 リスクを計測しております。

VaR (バリュー・アット・リスク) は、以下の定義に基づき算定しております。

- 1. 計測手法・・・・・・ 再評価方法
- 2. 対 象・・・・・ リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券
- 3. リスク額・・・・・ ①保有期間:預貸金(預け金を含む) 240日、有価証券120日
 - ②信頼区間99%
 - ③観測期間5年

にて最大損失額を計測しております。

4. コア預金・・・ コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時 払い出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留す

る預金のことをいいます。

当組合では、流動性預金全般(当座・普通・貯蓄預金等の預金)を対象

- ①過去5年間の最低残高
- ②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高
- ③現残高50%相当額

のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出してお ります。

5. 計測の頻度・・・・・ 月次

コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意識した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることを法令遵守(コンプライアンス)と言います。

基本的な考え方

当組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助を理念においた金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確適正に行い、リスクを未然に防止する機能を有し、経営の健全性を保つことが経営の根幹であると考えております。 そのことにより、地域の皆様から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス態勢の構築が経営の最重要課題とし、十勝信用組合倫理綱領を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、役職員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に学び、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

当組合のコンプライアンス基本方針

- 1. 社会的使命と 公共性の自覚と責任
- (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小企業者及び勤労者等の金融の円滑化に努めます。
- (2) 当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
- 2. 信頼の確保
- (1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守しその精神を尊重します。 (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。
- 3. 経営の透明性の確保
- 当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
- 4. 反社会的勢力の排除
- 当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

●顧客保護等管理態勢

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めております。

顧客保護等管理とは、

- (1) 顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2) 顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3) 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4) 当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5) 当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるように管理すること。

● 利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に関し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとされる方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組みます。

また、当組合は法令等に従い当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理部門において、適切な特定を行います。

2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。 また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がありませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。

総代会制度について

総代会制度について

■ 総代会について

信用組合は、協同組合組織の金融機関であり、その組合員によって構成される組合の最 高意思決定機関として総会を設けることとなっております。当組合では、定款の定めにより、 営業区域内の6地区の組合員の中から選挙された総代によって組織される総代会を採用 しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映させるよう 組合員の中から適正な手続きにより選挙させた総代により運営され、組合員の意思を適正 に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関で あり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、余剰金処分、事業計画の承認、定款変 更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を 信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■ 総代の定数及び任期

定款の定めにより、総代の定数は100人以上110人以内とし、現在は104人を定数としております。また、総代の任期は3年となっております。(現総代数-100人、任期満了日-平成29年10月18日)

総代の選出方法は、総代選挙規程に定められ、帯広市内を第1区とし十勝管内の町村を2 区から6区にわけて組合員の中から選んでいます。

■ 総代会の決議事項

総代会では、総代選挙を除く総会の権限に属するあらゆる事項の議決を経なければなり ません。主な決議事項は次のとおりです。

- 1. 定款の変更
- 2. 理事・監事・会計監査人の選任及び解任 3. 決算関係書類の承認及び剰余金の処分
- 4. 毎事業年度の収支予算及び事業計画

第60期通常総代会決議のご通知

平成28年6月24日開催の第60期通常総代会におきまして、下記のとおり決議されました のでご報告申し上げます

第1号議案 剰余金処分案承認の件

平成28年度(第61期)事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件 第2号議案

第3号議室 定款第15条・第16条による組合員除名の件

第4号議室 理事改選選挙の件 第5号議案 監事改選選挙の件

第6号議案 役員退任に伴う退職慰労金支出承認の件

■ 選挙区域及び定員

選挙区	区域	範囲	定員						
	中央東	西13条以東〜西6条まで、南13丁目以北帯広川まで 西5条以東〜西1条まで、南13丁目以北南7丁目まで 大通以東〜札内川まで、旧広尾線以北南7丁目まで							
	南	西8条以東、南14丁目並びに旧広尾線以南、 公園東町から西12条以東、稲田町・川西町及び大正町まで							
1	北	西5条以東、南6丁目以北	9						
'	四9条以西、道々八千代・帯広線を経て、 緑ヶ丘公園、南町、空港南町を含み大空町まで 西16条以東、帯広川を経て、 西12条から南3丁目以北西6条以西 西 西17条以西、帯広川を経て、 西14条以西、南13丁目並びに西16条から南13丁目以北								
4	2	芽室町 清水町 新得町 鹿追町	2						
1	3	幕別町 池田町 豊頃町 浦幌町	14						
4		音更町 士幌町 上士幌町	14						
	5	中札内村 更別村 幕別町忠類 大樹町 広尾町	2						
6	5	本別町 足寄町 陸別町	1						

■ 組合員の意見を反映させる取組み

当組合では、総代会に限定することなく、利用者アンケート調査や総代との地区でとの懇 談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大 切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

■ 組合員数

〈単位:人、百万円〉

区分	平成2	26年度	平成27年度		
	組合員数	出資金	組合員数	出資金	
個 人	10,502	370	10,534	376	
法人	1,320	109	1,322	108	
合 計	11,822	479	11,856	485	



■ 総代氏名

(平成28年6月24日現在) 任期/平成26年10月19日から平成29年10月18日

敬称略・順不同・()の数は就任回数

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、中央·東区域)定員12名(現員11名)

(有)アイユーコーポレーション(1) テーエス電気工事㈱(6) (前いせきビル(2) (株)十勝毎日新聞社(7) 久保不動産㈱(5) 広瀬 豪(5) (株)河野産業(10) (有ホテル十勝屋(2) 庄内 忠道(3) (有)大和家具店(3) (株)髙橋肉店(5)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、南区域)定員16名(現員15名)

(株)アイエス(6) (株)小森照吉商店(5) 浅岡工業㈱(7) 杉本 康広(2) (株)アルムシステム(3)(株)南大門(1) 内山 武(4) ㈱西川工務店(2) (株)梅 屋(10) 北裕建設(株)(3) 遠藤 豊和(1) 예細野米穀(1) 梶野宗一郎(2) 松永 建夫(9) 武(11) 窪田

●第1選挙区総代名簿 (帯広市、緑ヶ丘区域)定員16名(現員15名)

大木 中里 邦雄(3) 大友 俊雄(1) 野々村 一(10) (株)川崎米穀(2) 能本 政弘(2) 昭榮雷機(株)(4) 橋向 賢治(7) 瀬野 秀雄(3) 尾藤 輝幸(5) 相馬 範雄(6) (株)美容室ア.ラモード(2) (株)ちえん(3) 吉田 広志(1) (株)千葉丁務店(4)

●第1選挙区総代名簿 (帯広市、北区域)定員9名(現員8名)

岩田水産(株)(3) 野沢 康大(1) (株) 梶尾花園 (9) (前林製パンT場(14) 川村 裕史(7) 松田 安巨(4) 日昇車輌㈱(7) 三ツ輪建材(株)(8)

●第1選挙区総代名簿 (帯広市、啓北区域)定員6名(現員6名)

(株)大 山(10) 成田 リサ(1) 田岡 文雄(1) 安田 行英(4) 千葉 栄(12) 和田 敏雄(2)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、西区域)定員12名(現員12名)

石川 博機(6) 東洋建機リース(株)(8) 大越 重春(3) 日東電気工業㈱(2) 河西 智子(2) 堀川建設(株)(5) 神田 龍一(1) (株)マツ建設工業(5) 久保 目佳(2) 旬丸山工業所(6) 坂本 繁雄(10) 南 降司(2)

●第2選挙区総代名簿

(芽室町、清水町、新得町、鹿追町)定員2名(現員2名)

(株)栄 和(2) (株)北海運輸(8)

●第3選挙区総代名簿 (墓別町、池田町、豊頃町、浦幌町)定員14名(現員14名)

(株)アスワン(5) (株) 笹原商産(2) 伊藤 光一(3) 佐藤宮十雄(6) 木川 拓二(14) 渋谷 清一(10) 菊地技術コンサルタント㈱ (8) 照本 保(3) 興農産業(株)(7) 新田 正憲(1) 斉藤 榮一(11) 古田 和昭(7) **笹井 守(3)** 前川 剛司(4)

●第4選挙区総代名簿 (音更町、士幌町、上士幌町)定員14名(現員14名)

飯髙 義幸(8) (株)髙橋組(7) (株)カイハツ(9) 中島 卓蔵(9) 上士幌自動車工業㈱(1) 福本 武(11) 制基覚工業(6) 三澤工業㈱(2) 後藤 良勝(5) (株)宮内雷気(5) 洒井 清身(1) (株) 本岡建設 (14) 杉山 幸昭(4) 山田 忠雄(4)

●第5選挙区総代名簿

(中札内村、更別村、幕別町忠類、大樹町、広尾町) 定員2名(現員2名)

(a)石村車輌整備工場(8) 遠藤 良博(8)

●第6選挙区総代名簿 (本別町、足寄町、陸別町)定員1名(現員1名)

豊田 憲司(2)

以上定員104名 現員100名

※個人情報保護法に基づく同意を得ております。

主要な事業の内容

(平成28年6月24日現在)

預金業務

預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済性預金、

通知預金、定期預金、定期積金、

別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、 社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

外国為替業務

取扱っておりません。

社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

附帯業務

- (イ)債務保証業務
- (口)代理業務
 - (a) (株)日本政策金融公庫、 全国信用協同組合連合会、 ㈱商工組合中央金庫、 触住宅金融支援機構の代理貸付業務
 - (b) 北海道建設業信用保証(株)の代理業務
 - (c) 独勤労者退職金共済機構の代理業務
- (ハ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (二) 両替業務
- (ホ)保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介
- (へ)電子債権記録業に係る業務

※詳しい内容については窓口でおたずねください。

●内国為替手数料

		同一店	舗内宛	十勝信用組	合本支店宛	他金融	機関宛			
				組合員	一 般	組合員	一 般	組合員	— 般	
	電信扱	5万円以_	E	108円	324円	216円	432円	648円	756円	
振	电话奴	5万円未済		108円	216円	108円	216円	432円	540円	
込	文書扱	5万円以_	E					648円	756円	
~	人吉奴	5万円未済						432円	540円	
٨	キャッシュカード振込	5万円以_	E	108	8円	216	5円	48	5円	
A T M	他行カード振込	5万円未済		108	8円	10	8円	324円		
振込	現金振込	5万円以上10万円以下		216	216円 324円		648円			
込 現金版込		5万円未満		108円		108円		432円		
	定額自動送金	5万円以_	E	108円	108円	216円	432円	648円	756円	
ľ		5万円未済		108円	108円	108円	216円	432円	540円	
		同地あて	7				無料		無料	
	取立手数料	隔地あて	至急扱			432円		864円		
		HEI-ESS C	普通扱			432	2円	64	B円	
その	振込送金	組戻(取消	的手数料	無	料	64	8円	64	B円	
の他の	版込达金 変更(訂正)手数料		無料		216円		648円			
の 諸 手 取立手形 料		店頭掲示	FI			648円		648円		
		取立手形				(但し、取立費用が648		3円を超える時は実費)		
彩		手形組戻·不済	度手形返却料	無	料	64	8円	64	B円	
	定額自動送	送金基本料		1契約につき1,080円						

▲夂插田糾伴

小切手帳	1冊(50枚綴り)	648円						
約束手形帳	1冊(25枚綴り)	432円						
専用約束手形用紙	1枚 540円	口座開設料3,240円						
自己宛小切手用紙	1枚	540円						
借入用約束手形	1枚	648円						

●再発行・交付等に関する手数料

通帳、証書、カード等の再発行手数料	1冊、1枚	1,080円
夜間金庫バック4個まで(1個増すごとに216円加算)	月額	7,560円

●不動産担保事務取扱手数料

住宅ローン及びその他消費者ローン(道・市住宅制度融資を除く)

新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	21,600円
一般扱い		
新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	43,200円

●両替及びつり銭に関する手数料

取扱枚数	手数料		
1枚~20枚	無料		
21枚~100枚	108円		
101枚~1,000枚	324円		
1,001枚~2,000枚	540円		
2.001枚以上、1.000枚増す毎	216円加算		

●ATMサービス手数料・取扱時間

C. 11.15 2011 10300 5115						
		当組合カード	他組合カード (しんくみお得ネット)	他行カード (相互入金)		
平日	8:45 ~ 18:00	無料	無料	108円		
+ -	18:00 ~ 19:00 注1	108円	216円	216円		
土曜日	9:00 ~ 14:00	無料	無 料	108円		
工唯口	14:00 ~ 17:00	108円	216円	216円		
日曜日	9:00 ~ 17:00	108円	216円	216円		
祝日	9:00 ~ 17:00	108円	216円	216円		

注:平日当組合の本店以外の店舗は18:00定。 ※当組合の土曜 日曜 祝日ATM稼働店は本店となります。 ※名用級は、指着股込みの金融となっております。 ※各手数は、消費股込みの金融となっております。 ※名手数は、消費股込みの金融となっております。 ※組合型とは、当場合の出資ををお持ちの方です。 ※組合型とは、選絡の出資ををお持ちの方です。 ※名種本数料一期は、代理銀付など委託展談等を除く手数料を表示しております。 ※その時主教は、優託展第)につきましては翌日におわまずお下さい。 ※他金融機関ATMご利用の際の手数料は、ご利用する金融機関によって異なります。

●セブンイレブン設置のATMは24時間ご利用いただけます。

(但し、4:00から4:10までの10分間はご利用

(EO(1100) 2 11100 (1210) [B](0/C13/1)				
		セブンイレブンATM		
亚口	8:45 ~ 18:00	無 料		
т н	上記以外の時間帯	108円		
土曜日	9:00 ~ 14:00	無料		
工唯日	上記以外の時間帯	108円		

1	こなれま	きせん)	
			セブンイレブンATM
	日曜日	24時間	108円
	祝日	24時間	108円
ľ			

個人用キャッシュカード(個人事選主を含む)以外(法人・権利能力なき社団・財団・任意団体等)のカードは、他行のATMではご利用できません。(当組合本文店をご利用だけごかり、 後週週報所等により、ご利用時間で、7月間日は異立ります。

[※]当組合同一店舗内振込(ATM振込を含む)の1万円未満の手数料は無料となります。 ※視覚その他の障がいを占持ちのお客様は、ATM振込の手数料類で窓口振込をご利用できます。 ※文書扱いによる振込みは「付帯物件付振込」「国庫金・公金の振込」に限定した扱いとなります。

[※]両替枚数のカウント方法は、ご持参金種あるいはご希望金種のどちらか多いほうと数します。 ※つり提手編金等の希望金種を指定する預金払戻については、一万円券を除く五千円券以下の合計枚数が101枚以上からの対象と切ります。

(商品・各種サービスのご案内

預金

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適です。分散した資金をおまとめいただければ、 より有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	ご計画に合わせ、おいくらからでも運用が可能。300万円以上ですと、更に 有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
新型期日指定定期	1年複利で、1年据置き後、いつでもお好きな時にお引出しいただける便利 な預金です。	最長3年(据置1年)	100円以上 300万円未満
定期性総合口座	1冊の通帳に普通・定期・定積・自動融資をセット。貯める・受取る・支払 う・借りるがすべてかないます。		
子育で応援定期預金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭表示金利に上乗 せしてお預かりする定期預金です。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上~250万円以内 (通帳式の定期預金となります)
スーパー積金	結婚・旅行・教育・住宅の増改築などの資金を準備する計画預金です。目標 に合わせてご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
子育て応援定期積金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭表示金利に上乗 せしてお預かりする定期積金です。	2年以上	ご契約の満期金額 が20万円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取りや公共料金の自動支払等おサイフがわりに ご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁拡大後も預金 保険制度により全額保護の対象になります。	フ解禁拡大後も預金で自由	
貯蓄預金	お預入れ残高により、2段階の金利で運用することができます。 ご自由		1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	です。 7 日以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。 お 引出しは納税時		1円以上
当座預金	当座預金 で商売されている方の商取引きの決済口座です。安全で能率的な小切手がで 利用になれます。		1円以上
積立定期預金	目的にあわせて積立てる預金です。ご希望日にあわせて満期日を設定できま す。 5年以内		100円以上
一般財形預金	設財形預金 で来店いただくことなく毎月の給料・ボーナスから天引きして積立てます。 積立期間 3 年以上		1,000円以上
財形年金預金	給料・ボーナスから天引きして積立て、退職後60歳以降年金としてお受取り。税法に基づく、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立てその全部または一部を住宅取得の頭金などに当てます。税法に基づく、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上







融 資 (ローン)

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
オーナーポケット	事業性資金(運転・設備資金)	10万円以上300万円以内	1年更新
フリーローン	旅行・教育・結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけま す。	10万円以上300万円以内	7年以内
スーパーフリー	お使いみちは自由で、事業性資金にもご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入に、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけま す。	10万円以上500万円以内	7年以内
教育ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけます。自動機から簡単にご融資を受ける事が できます。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストパック	お使いみちは自由で、当座貸越(総合口座方式)ですので、手がるにご利用 いただけます。	30万円又は50万円のいずれか	1年更新
住宅ローン	住宅の新築・中古住宅や土地購入等にご利用いただけます。	10万円以上6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住宅の改築・増築・ユニットバス工事等にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・建替え・アパートローンの借換にご利用 いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

ご注意 各種融資は、融資対象が限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによってご融資金額が制限 される場合や金利とは別に保証料・手数料が必要な場合もありますので、詳しくは窓口でおたずねください。 上記各種融資は、個人消費専用の商品を主に記載してありますので、事業資金につきましては窓口でおたずねください。

各種サービス

サービスの種類	内容と特色
内国為替	で送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料が直接、お客様の口座に入金されるため安全で確実にご利用いただけます。
年金振込	大切な年金を確実に受取ることができ、優遇金利の定期預金もご利用いただけます。
自動受取	配当金・保険金などが、ご指定の預金口座に直接入金されます。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・受信料等の公共料金、保険料、クレジット代金等を自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
夜間金庫	お店の売上金を夜間や土日・祝日でもお預かりいたします。 翌営業日に自動的に入金いたします。
定額自動振替	毎月一定の日に一定の金額を、同一の受取人あて、ご指定の口座から振込いたします。
キャッシュサービス	カードで入金・引き出し・残高照会ができます。全国の提携金融機関でご利用いただけます。セブンイレブン (セブン銀行)のATMでもご利用いただけます。
キャッシングサービス	ATMで、日専連ジェミス・NCおびひろ・銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合でのATMご利用手数料が無料でご利用いただけます。
ネットバンキング	残高照会・入出金明細照会・振込、振替・総合振込・給与、賞与振込などお使いのパソコンとスマートフォンで オフィスからお取引ができます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

- 1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様で自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

16

中小企業の経営の改善及び地域の活性化の

①中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画における重点として、「人縁・地縁による地域密着に徹し、地元から必要とされお客様の更なる発展に役立つ金融機関」を掲げております。また、中小企業金融円滑化法終了後においても、取引方針を変えることなく、地域金融機関の役割として地元のお客様の円滑な資金供給へ向けて積極的推進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない借入の一層の促進を図り、適切な対応を行います。また、同計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目も定めて中小零細事業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでおります。

【地域密着型金融の更なる推進】

- 企業診断による必要な解決策の提言を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ●「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- ●「ビジネスマッチング」「事業承継」への取組
- 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- 保証付、ABL等の融資手法の検討と資金ニーズにマッチした資金供給の取組
- 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- ●「しんくみネット」の利用をして、取引先へのサービス提供

【経営基盤の強化】

- 事業者への各種制度資金の活用と新規創業者支援
- ●「ネットバンキング」「でんさいネット」を利用して、取引先へのサービス提供
- 勤労者への各種商品を提案し、生活安定・向上支援
- 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加
- 地域の自治体・経済関係団体等との連携強化(地方創生への対応)

② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」でありますが、一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき行動しております。また、平成14年度からは融資実務経験者を「融資渉外」として市内店舗に4名、平成27年度より審査部に「企業支援担当者」を1名配置し組織内の更なる強化を図りました。新規創業・経営改善等の融資実務相談・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取計い、地域の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。

また、「経営革新等支援機関」として、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり 営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模ビジネス創造等支援事業」の支援機関として事業に参画し、地元商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。当組合と(株)日本政策金融公庫は、従来から個別取引先企業を通じた協調支援を進めてまいりましたが、平成27年8月24日付にて、今後も地域経済の活性化を促す目的として「地方創生支援を含む業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。





17 TOKACHISHINKUMI DISCLOSURE 2016

ための取組み状況

2016 TOKNOH SHINKIMI DISCLOSURE

(1)

③ 取組み状況

a 創業·新事業開拓

当組合は創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして企業支援担当者、融資渉外・渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の創業支援セミナー・説明会などに積極的に参加いたしました。

尚、当組合の平成27年度の創業・新事業支援への融資実績は、25件:766百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績等、当組合融資のうち

創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。





■ 平成27年	4月30日	「とかち創業支援ネットワーク会議」参加(年3回)」(帯広商工会議所主催)
■ 平成27年	6月1日	「地域中小企業経営力向上支援事業」窓口設置(北海道庁委託事業)
■ 平成.27年	7月3日	「北海道よろず支援拠点事業出前相談会開催」について担当者来訪による意見交換

■ 平成27年 10月26日 「創業支援に関する地域ワークショップ」(日本銀行金融機構局主催)

■ 平成27年 11月25日 「おびひろ・とかち創業・起業支援フェアー」(帯広市商工観光部商業まちづくり課主催)

■ 平成28年 3 月30日 「Salesforce Day in 帯広」(当組合後援)

b 成長段階

当組合は従来より、円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資(ABL)や北海道信用保証協会との無担保無保証人融資(小口事業貸付)を積極的に取組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の平成27年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、12件:348百万円です。(うち、売掛金担保融資2件:62百万円、動産担保融資10件:286百万円です)

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

c 経営改善·事業再生·業種転換等

当組合は外部機関の北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模企業ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)」により、専門家が高度専門的相談に直接対応後、更なる専門家派遣により中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が専門家と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中においては、販路拡大・財務改善など、その成果が一歩一歩前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の平成27年度中のコンサルティングの実績は、中小企業・小規模 企業ビジネス創造等支援事業 (専門家派遣事業) 利用 8件、北海道信用保証協 会経営サポート会議利用 2件、地域中小企業経営力向上支援事業利用 8件、中 小機構北海道事業承継支援事業利用 4件です。







ネットワーク全体会議

5月20日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」(北海道財務局主催)
6月5日	「北海道中小企業支援ネットワーク・第7回全体会議」(事務局:北海道信用保証協会)
6月9日	「北海道経営改善支援センター」担当者来訪による意見交換
6月17日	「中小企業経営改善(事業承継) セミナー」(北海道経済部 経済支援局 中小企業課主催)
9月25日	「新製品・新サービスの企画と開発」(帯広商工会議所主催)
10月5日	「十勝地域中小企業支援ネットワーク・第4回会議」(事務局:北海道経済産業局中小企業課)
1 1月13日	「北海道中小企業支援ネットワーク第8回全体会議」(事務局:北海道信用保証協会)
2月12日	「中小企業再生協議会」担当者来訪により意見交換
3月29日	「地域密着型金融に関するシンポジウム」(北海道財務局主催)
	6月5日 6月9日 6月17日 9月25日 10月5日 11月13日 2月12日

18

中小企業の経営の改善及び地域の活性化の

(株)日本政策金融公庫との業務連携・協力の覚書の締結

当組合と㈱日本政策金融公庫は、地域経済の活性化と中小企業金融の円滑化を 図る目的として平成27年8月24日付にて、道内では3例目となる「地方創生支援を含 む業務連携・協力の覚書」を締結いたしました。



覚書を取り交わした髙橋理事長(左)と小野支店長

もっと伝えたい もっと知りたい 上士幌フェアー

平成28年1月24日に大阪のグランフロント大 阪北館と平成28年1月30日に東京の恵比寿ガ ーデンプレイスで開催されました「もっと伝え たい もっと知りたい 上士幌フェアー」に参 加いたしました。





東京会場

大阪会場

④ 地域の活性化に関する取組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地 域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。平成26年度より「上士幌町ふるさと納税」 イベントに参加。 今年度 は、首都圏・関西圏・道央圏の寄付者を対象に行われた「もっと伝えたい もっと知りたい 上士幌フェアー」に参加協力いたし ました。また、十勝馬文化の地域価値である「ばんえい競馬まつり」を、帯広市内金融機関連携でPRし地域一体となって伝承す る活動にも積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

● 無担保無保証融資 (小口事業貸付) の実行額

〈単位:百万円〉

区分	平	成25年度	平	元成26年度 平成27年度		
区刀	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実行額	58	211	71	292	75	353

● 動産・売掛金担保融資の実行額

〈単位:百万円〉

区分	平	成25年度	平	成26年度	平	成27年度
运 力	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実行額	32	910	13	282	12	348

[※]平成27年度は動産担保融資10件:286百万円を含んでおります。 尚、動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

● セーフティネット保証融資の実行額

〈単位:百万円〉

区公	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
区刀	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実行額	22	293	4	56	21	326

● 地方自治体の制度融資の貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
制度融資残高	3,423	3,297	3,401
総貸出金に対する割合	12.09%	11.77%	11.94%

● 地方自治体に対する貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸出金残高	1,109	1,063	1,069
総貸出金に対する割合	3.92%	3.79%	3.75%







ための取組み状況

■ 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取組みを行っております。

平成	4~11月	アダプトプログラム:4区駐車場清掃活動参加	上	士幌支	店
27年	6月~10月	フラワーポット式花壇整備事業に参加	本		店
	7月~9月	連合町内会主催「さわやか朝食会」に参加	西	支	店
	5月17日	電信通り商店街花壇整備事業参加	北	支	店
	6月18日	第21回十勝信用組合南支店長杯パークゴルフ大会	南	支	店
	7月19日	まくべつ夏フェスタ2015運営協力	幕	別 支	店
	8月2日	電信通り夏祭り・盆踊り大会参加	北	支	店
	8月4日	大通商店街夏祭り運営協力	本		店
	8月15日~19日	帯広平原盆踊り・幕別盆踊り・上士幌盆踊り参加			
	9月13日	上士幌町商工生涯学習まつりに参加	上	士幌支	店
	10月3日	十勝しんくみ理事長杯年金パークゴルフ大会開催			
	10月5日~10月8日	第16回しんくみ年金旅行実施			
	10月8日~10月9日	とかちばん馬まつりPR協力・職員Tシャツ着用	本		店
	10月4日	幕別産業まつり運営協力	幕	別 支	店
	9月23日	電信通り商店街秋の収穫祭(秋フェス)協力	北	支	店
	10月11日	電信通り商店街花壇整備参加	北	支	店
	12月3日	大通り商店街 クリスマスの夕べに参加	本		店
平成	1月~2月	イルミネーション装飾事業に参加	本		店
28年	2月2日~2月6日	 電信通り商店街アイスキャンドル 制作・設置	北	支	店



帯広平原盆踊り参加



「しんくみの日週間」献血協力者に防災セット贈呈



十勝しんくみ理事長杯 年金パークゴルフ大会



「しんくみの日週間」(9月1~7日) 帯広福祉協会つつじヶ丘学園に ピーターパンカードの寄付金贈呈

■ 地域貢献に資する預金・融資商品の提供











(地域密着型 健全な消費者金融市場の形成に向けた商品) (太陽光発電設備支援) (地域世帯の

(地域世帯の子育て支援預金商品)

20



苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

受 付 日 月曜日~金曜日 (祝日および組合の休業日は除く)

受付時間 午前10時~午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、 当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス http://www.tokachishinkumi.com

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- ○一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話:03-3286-2648)
- ○一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話:0570-022808)

紛争解決措置

- ○札幌弁護士会 紛争解決センター (電話: 011-251-7730)
- ○東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031)
- ○第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588)
- ○第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249)

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利 な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、山形県弁護士会 (や仙台弁護士会) の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで 手続を進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶ テレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。 具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日 月曜日~金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時~午後5時

電 話 03-3567-2456

住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

資料編 contents

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 · · · · · · 23	貸出金種類別平均残高 · · · · · · 32
貸借対照表の注記事項 ・・・・・・・・・24~26	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高32
損益計算書 · · · · · · · 27	貸出金業種別残高、構成比 … 32
剰余金処分計算書28	担保の種類別の貸出金残高・・・・・・32
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 ・・・・・・28	担保の種類別の債務保証見返額 ・・・・・・・33
法定監査の状況 ・・・・・・28	貸出金使途別残高 · · · · · 33
継続企業の前提の重要な疑義 ・・・・・・・28	貸出金種類別残高 · · · · · 33
業務粗利益·業務粗利益率 ······29	消費者ローン・住宅ローンの残高・・・・・・・33
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支29	代理貸付残高の内訳 ・・・・・・33
総資金利鞘・・・・・・・29	有価証券種類別平均残高 · · · · · · 34
業務純益 · · · · · · 29	有価証券種類別の残存期間別残高・・・・・・34
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等・・・・・・29	有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益・・34
受取利息及び支払利息の増減 ・・・・・・・・29	自己資本の構成に関する事項・・・・・・35
総資産利益率29	自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・36
1店舗当たりの預金・貸出金残高・・・・・・・29	信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高・・37
職員1人当たりの預金・貸出金残高30	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・37
経費の内訳 ・・・・・・30	業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 ・・・・・37
役務取引の状況 ・・・・・・30	リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ・・・・・38
その他業務収益30	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ・・・・・38
預貸率及び預証率 ・・・・・・30	出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等・・38
預金種目別平均残高 · · · · · 31	出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額・・38
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高 ・・・・・・31	貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額・・38
財形貯蓄残高31	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額・・38
預金者別預金残高 · · · · · 31	金利リスクに関して内部管理上使用した
内国為替取扱状況31	金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額38

(単位:千円)

■貸借対照表

資産の部		
科目	平成26年度	平成27年度
現金	846,914	846,469
預け金	7,676,404	6,051,400
有価証券	14,214,324	15,866,685
国 債	5,700,130	6,285,040
地方債	1,320,123	1,613,411
 社 債	3,177,810	2,584,059
	403,180	465,696
その他の証券	3,613,080	4,918,479
貸出金	28,002,505	28,467,160
割引手形	208,340	127,514
手形貸付	1,068,399	1,143,710
証書貸付	24,664,023	24,921,144
当座貸越	2,061,741	2,274,790
その他資産	280,088	358,088
未決済為替貸	9,544	9,457
全信組連出資金	111,600	111,600
前払費用	1,135	759
未収収益	71,905	63,633
その他の資産	85,903	172,638
有形固定資産	785,729	813,554
建 物	288,786	285,558
土地	463,628	494,079
その他有形固定資産	33,314	33,915
無形固定資産	3,062	9,427
ソフトウェア	405	6,779
その他の無形固定資産	2,656	2,648
繰延税金資産	91,548	136,579
債務保証見返	71,127	65,933
貸倒引当金	△ 677,191	△ 633,060
(個別貸倒引当金)	(△634,842)	(△583,357)
合 計	51,294,512	51,982,239

負債及び純資産の部		
科目	平成26年度	平成27年度
預金·積金	47,711,057	48,165,274
当座預金	612,225	604,662
普通預金	13,487,427	14,037,134
貯蓄預金	80,088	96,304
通知預金	286	231
定期預金	31,270,607	31,251,243
定期積金	2,099,006	2,052,189
その他の預金	161,416	123,509
借用金	-	100,000
当座借越	-	100,000
その他負債	225,957	272,928
未決済為替借	17,515	15,610
未払費用	21,441	25,269
給付補てん備金	1,571	1,095
未払法人税等	78,357	99,342
前受収益	10,655	12,122
払戻未済金	253	23
職員預り金	43,913	43,756
その他の負債	52,250	75,707
退職給付引当金	275,283	283,110
役員退職慰労引当金	37,691	45,035
偶発損失引当金	10,071	15,336
睡眠預金払戻損失引当金	1,289	861
再評価に係る繰延税金負債	39,194	39,194
債務保証	71,127	65,933
負 債 の 部 合 計	48,371,671	48,987,674
出資金	479,742	485,162
普通出資金	479,742	485,162
利益剰余金	2,074,857	2,285,862
利益準備金	460,000	479,000
その他利益剰余金	1,614,857	1,806,862
特別積立金	1,454,000	1,554,000
(うち目的積立金)	(964,000)	(1,064,000)
当期未処分剰余金	160,857	252,862
(当期純利益)	(124,033)	(220,286)
組合員勘定合計	2,554,599	2,771,024
その他有価証券評価差額金	319,869	175,168
土地再評価差額金	48,372	48,372
評価•換算差額等合計	368,241	223,540
純 資 産 の 部 合 計	2,922,841	2,994,565
合 計	51,294,512	51,982,239

貸借対照表の注記事項 -

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度 末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法 による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 平成11年3月31日 311百万円 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 399百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づき、以下により算出しております。

- ① 帯広市内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しており
- ② 幕別町内、上士幌町内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △242百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用 4. しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

7年~38年 建物 その他 3年~15年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能 期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 6.
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号) に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを 行っております。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は 次のとおりです

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)

年金資産の額 384,802百万円 年金財政計算上の給付債務の額 327.959百万円 差引額 56,842百万円

- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成26年4月分 至平成27年3月分) 0.399%
- (3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高28,599百万円(及び別途積立金85,442百万円)であります。本制度における過去勤務 債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金40百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足 金については(今期は繰越不足金はありません)、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになります。

なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割 合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると 認められる額を計上しております。
- 10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積も り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。 11.
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 12
- 13 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 431百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 624百万円 14.
- 貸出金のうち、破綻先債権額は178百万円、延滞債権額は1,471百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがない ものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出 金以外の貸出金であります。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は14百万円であります

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない ものであります。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は140百万円であります

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債 務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,804百万円であります。なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒 引当金控除前の金額であります。

> 24

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。 19.
- 20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、127百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります

担保提供している資産 預け金 100百万円 担保資産に対応する債務 借用金 100百万円

上記のほか、為替取引のために預け金600百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を預け入れしております。

- 22. 出資1口当たりの純資産額は3,086円14銭です。
- 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、 問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理 事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リ

スクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはVaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。平成28年3月31日において、当該リスク量の大きさは569百万円になります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、保有期間1日VaR(信頼区間99%)を用いてバックテスティングを行い、使用するモデルに十分 な精度があることを検証しております

預け金、貸出金、預金積金については金利リスク量をVaR(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その

合計を市場リスク量として定量分析を行っています。平成28年3月31日において、当該リスク量の大きさは13百万円になります。 ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常 では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、 流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお いては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

金融商品の時価等に関する事項 平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる 非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	預け金(*1)	6,051	6,038	△13
(2)	有価証券			
	満期保有目的の債券	4,400	4,410	10
	その他有価証券	11,356	11,356	-
(3)	貸出金(*1)	28,467		
	貸倒引当金(*2)	△633		
		27,834	28,174	340
	金融資産計	49,641	49,978	337
(1)	預金積金(*1)	48,165	48,206	40
(2)	借用金(*1)	100	100	-
	金融負債計	48,265	48,306	40

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法

預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、仕組預金は、取引金融 機関から提示された価額を時価としており、その他のものについては、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっ ております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便 な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当 金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。
- ② ①以外のうち、残存期間が短期(1年以内)、または、変動金利によるものは貸出金計上額。 ③ ①以外のうち、残存期間が短期(1年超)の固定金利によるものはその種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利 (LIBOR,SWAP金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ご とに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

 \mathbb{E}

地

社

小

台

債

債 の 他

計

借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110
合 計	110

- 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株武」、「その他の証券」が含まれております。 以下28まで同様であります。
 - 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 - 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

【時価が貸借対照表計	上額を超えないもの】
------------	------------

貸借対照表計上額

4,000

4,000

4.000

(単位:百万円) 額

価

4,000

4,000

4.100

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債			_
地 方 債	_	_	_
社 債	100	100	0
その他	300	310	10
小 計	400	410	10

- (注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないも	01

(単位:百万円)

10

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	109	59	50
债 券	6,034	5,824	209
国 債	2,285	2,229	55
地 方 債	1,563	1,469	94
社 債	2,185	2,125	60
その他	2,201	2,046	154
小 計	8,345	7,931	414

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	245	307	△62
債 券	348	352	△4
国 債	_	_	_
地 方 債	49	50	△0
社 債	298	302	△4
その他	2,417	2,521	△104
小 計	3,010	3,181	△171
合 計	11,356	11,112	243

- (注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 26 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 27 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売 却 価 額

売 却 益

売 却 損

繰

6,470百万円 242百万円

その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。 28.

						(+E: H)111)
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債	券		4,873	1,213	1,264	3,131
	国	債	4,000			2,285
	地 方	債	71	394	521	625
	社	債	802	818	742	220
そ	の他		200	983	1,028	1,331
合	計		5,073	2,197	2,293	4,463

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り -定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は9,201百万円であります。このうち原契約期間が1年以 内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,201百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を 与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

延税金資産		繰延税金資産小計	256百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	132百万円	評価性引当額	△34百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	53百万円	繰延税金資産合計	221百万円
退職給付引当金取崩不足額	25百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	12百万円	その他有価証券評価差額金	84百万円
減価償却損金算入限度額超過額	4百万円	繰延税金負債合計	84百万円
その他有価証券評価差額金	16百万円	繰延税金資産の純額	136百万円
その他	10百万円		

26

■ 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,224,479	1,229,157
資金運用収益	1,053,581	941,698
貸出金利息	749,378	741,982
預け金利息	42,094	40,318
有価証券利息配当金	257,644	154,933
	4,464	4,464
	38,238	40,337
受入為替手数料	19,476	18,747
その他の役務収益	18,761	21,590
その他業務収益	34,923	48,884
国債等債券売却益	33,670	47,838
その他の業務収益	1,253	1,045
その他経常収益	97,734	198,236
	77	110
株式等売却益	96,324	194,578
その他の経常収益	1,332	3,547
経常費用	1,023,308	900,225
資金調達費用	22,198	26,199
預金利息	21,214	25,231
	796	716
その他の支払利息	187	251
2	85,672	85,646
支払為替手数料	10,770	10,828
その他役務費用	74,901	74,817
その他業務費用	4,774	365
国債等債券売却損	3,635	_
 国債等債券償却	104	242
その他の業務費用	1,033	123
	787,147	760,792
	531,840	511,613
	248,132	239,476
	7,174	9,702
その他経常費用	123,515	27,221
	122,828	17,781
その他資産償却	112	113
	574	9,326
経常利益	201,170	328,931
特別損失	2,621	403
固定資産処分損	2,621	403
税引前当期純利益	198,549	328,528
法人税・住民税及び事業税	77,000	97,000
法人税等調整額	2,484	11,242
当期純利益	124,033	220,286
繰越金(当期首残高)	36,824	32,575
当期未処分剰余金	160,857	252,862
	(注) 1. 記載金額は、千円未満を 切り捨てて表示しております。 2. 出資金1口当たりの当期 純利益額は132円83銭	(注) 1.記載金額は、千円未満を 切り捨てて表示しております。 2.出資金1口当たりの当期 純利益額は228円39銭

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

	平成26年度	平成27年度
当期未処分剰余金	160,857,691	252,862,191
計	160,857,691	252,862,191
剰余金処分額	128,282,277	215,480,206
利益準備金	19,000,000	6,000,000
出資に対する配当金	9,282,277	9,480,206
経営安定強化積立金	100,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	32,575,414	37,381,985

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期の事業 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同 書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成28年6月24日

十勝信用組合

理事長 髙橋 克弘

監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の理事の職務の 執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方 針、監査計画等に従い、理事、内部検査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び 監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、 重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条6号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計算金)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
 - 事業報告及びその附属明顯書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

(注)監事 白岩征之は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■ 継続企業の前提の 重要な疑義

該当ありません。

(単位:千円)

業務粗利益	•業務粗利益率

■資金運用収支、役務取引等 収支及びその他業務収支

科目		平成26年度	平成27年度
資金運用収支	資金運用収益	1,053,581	941,698
	資金調達費用	22,198	26,199
		1,031,383	915,498
役務取引等収支	役務取引等収益	38,238	40,337
	役務取引等費用	85,672	85,646
		△ 47,434	△ 45,308
その他業務収支	その他業務収益	34,923	48,884
	その他業務費用	4,774	365
		30,149	48,518
業務粗利益		1,014,099	918,708
業務粗利益率		2.06%	1.79%

 (注) 業務粗利益率=
 業務粗利益 資金運用勘定計平均残高
 × 100

■ 総資金利鞘

区 分	平成26年度	平成27年度
資金運用利回	2.14	1.84
資金調達原価率	1.68	1.58
総資金利鞘	0.45	0.25

(単位:千円)

(単位:%)

■業務純益

209,023 業務純益 157,906

■資金運用勘定、 調達勘定の平均残高等

項目	年 度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	27年度	51,115	941,698	1.84
貝並進用刨足	26年度	49,187	1,053,581	2.14
うち貸出金	27年度	28,112	741,982	2.63
ノり貝山並	26年度	28,166	749,378	2.66
うち預け金	27年度	12,131	40,318	0.33
ノり頂け並	26年度	10,549	42,094	0.39
うち金融機関貸付等	27年度	100	1,037	1.03
ノり並融機関貝刊寺	26年度	119	1,353	1.13
うち有価証券	27年度	10,759	154,933	1.44
ノク行画証分	26年度	10,360	257,644	2.48
資金調達勘定	27年度	49,254	26,199	0.05
貝並酮建刨足	26年度	47,582	22,198	0.04
うち預金積金	27年度	49,177	25,947	0.05
ノり沢並慎並	26年度	47,544	22,011	0.04
うち譲渡性預金	27年度	_	_	_
ノク成成性損並	26年度	_	_	_
	27年度	32	32	0.09
うち借用金	26年度	_	_	_

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (26年度95百万円、27年度85百万円) を控除して表示しております。

(単位:千円)

■ 受取利息及び 支払利息の増減

項目	平成26年度	平成27年度
受取利息の増減	94,558	△111,883
支払利息の増減	723	4,001

(単位:%)

■総資産利益率

		(十世・/0/
区 分	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.39	0.62
総資産当期純利益率	0.24	0.41

 (注)
 総資産経常(当期純)利益率=
 経常(当期純)利益
 ※資産(債務保証見返を除く)平均残高
 × 100

(単位:百万円)

■ 1店舗当たりの 預金•貸出金残高

区分	平成26年度	平成27年度
1店舗当たりの預金残高	5,963	6,020
1店舗当たりの貸出金残高	3,500	3,558

(単位:千円)

■ 職員1人当たりの 預金•貸出金残高

		(単位:百万円)
区分	平成26年度	平成27年度
職員1人当たりの預金残高	627	642
職員1人当たりの貸出金残高	368	379

■経費の内訳

区 分	平成26年度	平成27年度
職員1人当たりの預金残高	627	642
職員1人当たりの貸出金残高	368	379

項目	項目		平成27年度
人件費		531,840	511,613
	報酬給与手当	414,544	404,134
	退職給付費用	57,341	46,426
	その他	59,954	61,051
物件費		248,132	239,476
	事務費	112,229	110,886
	固定資産費	43,585	40,962
	事業費	26,288	24,772
	人事厚生費	7,570	10,242
	減価償却費	26,666	32,724
	その他	31,792	19,888
税金		7,174	9,702
合 計		787,147	760,792

■ 役務取引の状況

			(単位:千円)
科目		平成26年度	平成27年度
役務取引等収益		38,238	40,337
	受入為替手数料	19,476	18,747
その他受入手数料 その他の役務取引等収益		18,761	20,884
		_	705
役務取引等費用		85,672	85,646
	支払為替手数料	10,770	10,828
	その他支払手数料	63,921	63,483
	その他の役務取引費用	10,979	11,334

■その他業務収益

		(十匹・113/
項目	平成26年度	平成27年度
国債等債券売却益	33,670	47,838
国債等債券償還益	_	_
その他の業務収益	1,253	1,045
合 計	34,923	48,884

■ 預貸率•預証率

				(単位・%)
	区 分		平成26年度	平成27年度
	7万代 宏	期末	58.69	59.10
預貸率 期中平均	期中平均	59.24	57.16	
	₹₽≣∓ ₹	期末	29.79	32.94
	預証率	期中平均	21.79	21.87

(注) 1. 預貸率= 貸出金 預金積金+譲渡性預金 × 100 2. 預証率= <u>有価証券</u> 預金積金+譲渡性預金 × 100 ■ 預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

(単位:千円)

	平成26年度		平成27年度	
区分	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	15,117,774	31.80%	15,443,411	31.40%
定期性預金	32,354,379	68.05%	33,660,482	68.45%
譲渡性預金	_	_	-	_
その他の預金	72,585	0.15%	73,261	0.15%
合 計	47,544,739	100.00%	49,177,157	100.00%

⁽注) 1、流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

■ 固定金利、変動金利の 区分ごとの定期預金残高

		(単位:千円)
区分	平成26年度	平成27年度
固定金利定期預金	31,270,607	31,251,243
変動金利定期預金	_	_

[※]定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

■財形貯蓄残高

区分	平成26年度	平成27年度
財形貯蓄残高	42,876	39,298

■ 預金者別預金残高

			(単化	立:百万円、%)
	平成26年月	变	平成27年月	变
区分	金額	構成比	金額	構成比
個 人	38,668	81.05%	38,822	80.60%
一般法人	7,757	16.26%	7,941	16.49%
金融機関	56	0.12%	36	0.07%
公 金	1,229	2.58%	1,364	2.83%
合 計	47,711	100.00%	48,165	100.00%

⁽注)構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

■内国為替取扱状況

					(単位:日万円)
		平成26年度		平成27年度	
区分		件数	金額	件数	金額
YA:	仕向為替	23,720	15,850	22,566	15,737
送金振込	被仕向為替	44,722	22,407	45,632	21,821
代金取立	仕向為替	1,031	1,227	984	1,226
	被仕向為替	472	565	395	388

^{2、}定期性預金=定期預金+定期積金

^{3、}構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

■貸出金種類別平均残高

	(単位・十八%)			
	平成26年月		平成27年度	
区分	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	240,300	0.85	170,566	0.61
手形貸付	1,626,170	5.77	1,302,521	4.63
証書貸付	24,684,243	87.64	24,861,028	88.43
当座貸越	1,615,905	5.74	1,778,680	6.33
合 計	28,166,620	100.00	28,112,797	100.00

⁽注)構成比は小数第3位を四捨五入しております。

(単位:千円)

固定金利及び変動金利の
区分ごとの貸出金残高

区分	平成26年度	平成27年度
固定金利貸出	9,201,788	9,017,079
変動金利貸出	18,800,717	19,450,081

(単位:千円、%)

■ 貸出金業種別残高、村	構成比
--------------	-----

	平成26年		平成27年	<u>-位・11 x /0/</u> 度
区分	金額	構成比	金額	構成比
製造業	340,133	1.2	329,617	1.2
農業、林業	111,463	0.4	97,420	0.3
漁業	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	150,419	0.5	183,338	0.6
建設業	3,647,789	13.0	3,778,650	13.3
電気、ガス、熱供給、水道業	842,090	3.0	1,004,536	3.5
情報通信業	105,114	0.4	87,150	0.3
運輸業、郵便業	285,277	1.0	257,872	0.9
卸売業·小売業	1,858,196	6.6	1,906,183	6.7
金融業•保険業	646,648	2.3	659,215	2.3
不動産業	4,356,129	15.6	4,865,493	17.1
物品賃貸業	89,336	0.3	132,906	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	117,499	0.4	110,166	0.4
宿泊業	427,617	1.5	411,620	1.4
飲食業	562,170	2.0	480,690	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	112,093	0.4	163,571	0.6
教育、学習支援業	42,953	0.2	28,091	0.1
医療、福祉	139,855	0.5	155,226	0.5
その他のサービス	1,418,095	5.1	1,349,754	4.7
その他の産業	509,373	1.8	210,438	0.7
小計	15,762,257	56.3	16,211,943	56.9
国·地方公共団体等	1,063,095	3.8	1,069,512	3.8
個人(住宅·消費·納税資金等)	11,177,153	39.9	11,185,705	39.3
合 計	28,002,505	100.0	28,467,160	100.0

■ 担保の種類別の貸出金残高

区 分 平成26年度 平成27年度 当組合預金積金 1,098,943 1,069,574
当組合預金積金 1,098,943 1,069,57-
有価証券 — — — —
動 産 1,124,820 1,310,395
不動産 10,188,935 9,997,92
信用保証協会・信用保険 10,613,070 4,073,633
保証 1,932,449 8,648,75
信 用 3,000,053 3,342,546
その他 44,231 24,339
合計 28,002,505 28,467,160

⁽注)保証会社の保証付貸出残高については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

32

⁽注) 1、単位未満は切り捨てて表示しております。 2、構成比は小数第2位を四捨五入しております。 3、業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位:千円)

■担保の種類別の 債務保証見返額

		(+In . 11 1)	
	債務保証見返額		
区分	平成26年度	平成27年度	
当組合預金積金	2,500	2,500	
有価証券	_	_	
動 産	_	_	
不動産	45,676	49,445	
信用保証協会·信用保険	15,625	9,917	
保 証	7,326	4,071	
信用	_	_	
その他	_	_	
合 計	71,127	65,933	

■貸出金使途別残高

		(+III · III)/
区分	平成26年度	平成27年度
運転資金	8,798,013	8,688,202
設備資金	19,204,491	19,778,957
合 計	28,002,505	28,467,160

(単位: 千円、%)

■ 貸出金種類別残高

	平成26年度		平成27年度	
区分	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	208,340	0.74	127,514	0.45
手形貸付	1,068,399	3.82	1,143,710	4.02
証書貸付	24,664,023	88.08	24,921,144	87.54
当座貸越	2,061,741	7.36	2,274,790	7.99
合 計	28,002,505	100.00	28,467,160	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入しております。

■ 消費者ローン・ 住宅ローンの残高

		(単位:百万円)
区分	平成26年度	平成27年度
消費者ローン	398	434
住宅ローン	4,948	4,854
合 計	5,346	5,288

■代理貸付残高の内訳

		(単位:日万円)
項目	平成26年度	平成27年度
全国信用協同組合連合会	_	_
㈱商工組合中央金庫	42	38
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	_	_
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	42	42
合 計	84	80

(注) 単位未満は切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:千円) 1,377,791 2,479,697 国債 地方債 1,332,949 1,474,519 社 債 3,467,253 2,982,318 株式 270,210 402,913 その他の証券 3,911,909 3,420,175 10,360,113 10,759,624

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別の 残存期間別残高

種類		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合計
	27年度	4,000	_	_	2,285	_	6,285
国債	26年度	3,999	_	201	1,498	_	5,700
±16/=	27年度	71	394	521	625	_	1,613
地方債	26年度	49	436	204	629	_	1,320
	27年度	802	818	742	220	_	2,584
社 債	26年度	299	1,315	1,040	522	_	3,177
株式	27年度	_	_	1	I	465	465
休工	26年度	_	_	-	-	403	403
外国証券	27年度	200	504	100	1,331	_	2,136
外国証券	26年度	200	604	198	1,148	_	2,151
その他の証券	27年度	_	479	928		1,374	2,781
てい他の証券	26年度	101	257	102	_	999	1,461
合 計	27年度	5,073	2,197	2,293	4,463	1,839	15,866
	26年度	4 651	2614	1 746	3 799	1 402	14.214

■ 有価証券の取得価格 または契約価格、 時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

- 1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- 2. 満期保有目的有価証券に区分した有価証券は下記のとおりです。

(単位:百万円)

	4年 ※万	:	平成26年度		平成27年度		
	種類	貸借対照表 計上額		差額	貸借対照表 計上額	時 価	差額
n±/π±%	国債	_	_	1	1	_	_
時価が 貸借対照表	地方債	_	_	I	I	_	_
貝旧刈忠衣 計上額を	社 債	100	100	0	100	100	0
超えるもの	その他	500	514	14	300	310	10
但んるもの	小計	600	615	15	400	410	10
時価が	国債	3,999	3,999	△0	4,000	4,000	△0
貸借対照表	地方債	_	_			_	_
貝旧刈忠衣 計上額を	社 債	_	_	_	_	_	_
超えないもの	その他	_	_	-	_	_	_
たはんないもの	小計	3,999	3,999	△0	4,000	4,000	△0
合 計		4,599	4,614	14	4,400	4,410	10

(注) 1、時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2、上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	 種類	平成26年度				平成27年度	
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	274	193	81	109	59	50
時価が	債券	4,064	3,942	122	6,034	5,824	209
呼加が 貸借対照表	国債	311	307	3	2,285	2,229	55
計上額を	地方債	1,270	1,206	64	1,563	1,469	94
超えるもの	社 債	2,482	2,428	54	2,185	2,125	60
AE/CO OV	その他	2,632	2,343	289	2,201	2,046	154
	小計	6,971	6,478	492	8,345	7,931	414
	株 式	86	98	△ 12	245	307	△ 62
n±/π.Δ.°		2,033	2,050	△ 16	348	352	△4
時価が 貸借対照表	国債	1,388	1,400	△11	_	1	_
貝旧刈忠衣 計上額を	地方債	49	50	△0	49	50	△0
超えないもの	社 債	594	599	△5	298	302	△4
MENCAN GOD	その他	480	500	△ 19	2,417	2,521	△ 104
	小計	2,600	2,649	△ 48	3,010	3,181	△ 171
合 計		9,572	9,128	444	11,356	11,112	243

(注) 1、賃借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2、上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3、時価を把握するごとが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	41	110
승 計	41	110

34

■ 自己資本の 構成に関する事項

			(単1	位:千円、%
項 目	平成26年	接過措置に	平成27年	度 経過措置に
コア資本に係る基礎項目 (1)	2.545.217	よる不算入額	2.761.542	よる不算入業
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,545,317		2,761,543	
うち、出資金及び資本剰余金の額	479,742		485,162	
うち、利益剰余金の額	2,074,857		2,285,862	
うち、外部流出予定額(△)	9,282		9,480	
うち、上記以外に該当するものの額	-			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42,825		50,333	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42,825		50,333	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項 及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	35,464		31,524	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,623,607		2,843,402	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	440	1,763	2,715	4,07
うち、のれんに係るものの額	_	_	_	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	440	1,763	2,715	4,07
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	_	-
適格引当金不足額	_	_	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	-
前払年金費用の額	_	_	_	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	_
ラ	_	_	_	_
特定項目に係る10%基準超過額		_		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る15%基準超過額	_	_	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	440		2,715	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,623,166		2,840,686	
リスク・アセット等 (3)		ļ		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,814,368		23,734,619	
資産(オン・バランス)項目	21,782,741		23,698,822	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△826,577		△374,130	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示桝則第8条第10項)により、 なお従勤の例によるとしてリスケ・アセットが適用されることになったものの縁のうち、無形 固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの類	1,763		4,072	
うち、顕整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第10項)により、 なお従前の例によるとしてリスケ・アセットが適用されることになったものの額のうち、 縁延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、 なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、	_		-	
前払年金費用に係るものの額		/	△465,770	/
前払年金費用に係るための額 うち、他の金融機等やの対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己費本比率改正告示例則第12条第7項とは第9項を用いて算出したリスク・ アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を容能した額	△915,907		2 103,770	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示税則第12条第7項又は第3項を用いて算出したリスク・	△915,907 87,566		87,566	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示例削削12条第7項又は第8項を用いて算出したリスケ・ アセットの動から経過措置を用いずに算出したリスケ・アセットの動を控制した額				
うち、他の金融機関等の対象資本調定手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己関本比率改正告元制制限12条第7項又は郵取項を用いて算出したリスケー アセットの動から経過措置を用いずに算出したリスケーアセットの動から経過措置を用いずに算出したリスケーアセットの動を控制した頼 うち、上記以外に該当するものの額	87,566		87,566	
うち、他の金融機関等の対象資本跳進手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己費本比率改正長元州削削12条前項以北勢取利を用いて算出したリスケ・ アセットの繋から経過措置を用いずに算出したリスケ・アセットの繋を控制した朝 うち、上記以外に該当するものの額 オフ・バランス等取引項目	87,566		87,566	
うち、他の金融機関等の対象資本販達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示制削第12条第7項又は第9項を用いて算出したリスケーアセットの額から延縮措置を用いずに算出したリスケーアセットの額を控制した類 うち、上記以外に該当するものの額 オフ・バランス等取引項目 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	87,566		87,566	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己樹本比率な正告元制制施12条形で取りま製・利・アー・に係る経過措置 (自己樹本比率な正告元制制施12条形で取りま製・利・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	87,566 31,627 —		87,566 35,797 —	
うち、他の金融機関等の対象資本調定手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己関本比率な正告示制制制 12条第7項以上第3項 を用いて算出したリスケ・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスケ・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスケ・アセットの額を経過した額 うち、上記以外に該当するものの額 オフ・パランス等取引項目 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額	87,566 31,627 —		87,566 35,797 —	
うち、他の金融機関等の対象資本跳走手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己関本比率な正差元制限期)を集市項以は期知項を用いて算出したリスケ・アセットの動から経過措置を用いずに関したリスケ・アセットの動から経過措置を用いずに関したリスケ・アセットの動を経過に表するものの額 オフ・パランス等取引項目 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額	87,566 31,627 —		87,566 35,797 —	
うち、他の金融機関等の対象資本跳走手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己関本比率な正差元制限期)を集市項以は期知項を用いて算出したリスケ・アセットの動から経過措置を用いずに関したリスケ・アセットの動から経過措置を用いずに関したリスケ・アセットの動を経過に表するものの額 オフ・パランス等取引項目 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額	87,566 31,627 — — — 1,807,780 —		87,566 35,797 — — 1,750,910 —	

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会かその條有する資産等に配わし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁舎示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(単位:百万円)

■自己資本の 充実度に 関する事項

1	15 日	(単位:百万円)							
(金用リスクアセット・所要自己資本の組合計 21.814 872 23.734 949	項目								
の様率的手法が適用される ボートフォリオとシのエクスポージャー 現 金			リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額			
ボートフィリオでとのエクスポージャー	イ、信用リスク	アセット・所要自己資本の額合計	21,814	872	23,734	949			
表が国の中央政府及び中央銀行向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 7		, s	22,640	905	24,108	964			
表が国の中央政府及び中央銀行向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 6 0 2 0 日間際決議銀行等向け 7	現	金	_	_	_	_			
外国の中央政府及び中央銀行向け			_	_	_	_			
国際決済銀行等向け			6	0	2	0			
現が国の地方公共団体向け			_	_	_				
外国の中央政府等以外の公共部門向け		***************************************	_	_	_	_			
国際開発総行向け			2	0	5	0			
地方公共団体金融機構向け				· ·	_				
我が国の政府関係機関向け			_	_	_	_			
地方三公社向け			10	0	11	0			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 1,999 79 1,493 59 法人等向け 6,705 268 6,600 264 中小企業等向け及び個人向け 3,751 150 3,893 155 151 150 150 150 150 150 150 150 150			_		_				
法人等向け		******	1 999		1 493	59			
中小企業等向け及び個人向け 3,751 150 3,893 155 抵当権付住宅ローン 2,716 108 2,594 103 不動産取得等事業向け 1,079 43 1,834 73 三月以上延滞等 196 7 177 7 7 取立未済手形 1 0 1 0 0 1 0 0 6 保託会社地域経済活性化支援機構等による保証付 141 5 160 6 6 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			-		-				
抵当権付住宅ローン 2,716 108 2,594 103 不動産取得等事業向け 1,079 43 1,834 73 三月以上延滞等 196 7 177 7 取立末済手形 1 0 1 0 1 0 信用保証協会等による保証付 141 5 160 6 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					.,				
不動産取得等事業向け			-		,				
三月以上延滞等	3-1				,				
取立未済手形 1 0 1 0 1 0 信用保証協会等による保証付 141 5 160 6 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		,,	,		,				
信用保証協会等による保証付 141 5 160 6 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付									
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			•						
出資等					100				
出資等のエクスポージャー 881 35 1,722 68 重要な出資のエクスポージャー - - - - - 上記以外 5,146 205 5,610 224 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち 対象普通出資等に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー 1,526 61 1,694 67 係るエクスポージャー 信用協同組合連合会の対象普通出資であって コア資本に係る副整項目のまます。 1111 4 111 4 111 4 111 4 111 4 111 4 111 4 111 4 12 13 384 135 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13					1 722				
■要な出資のエクスポージャー									
上記以外 5,146 205 5,610 224 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち 対象普通出資等に該当するもの以外のものに			881		1,/22	08			
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち 対象普通出資等に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー 信用協同組合連合会の対象普通出資であって コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー 特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー 特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー も記以外のエクスポージャー コーニンが(オリジネーター) ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー			T 146		F 610	224			
対象普通出資等に該当するもの以外のものに			5,140	205	5,010	224			
コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー 特定項目のうち調整項目に算入されない部分 は係るエクスポージャー 3,064 122 3,384 135 ②証券化エクスポージャー	対	象普通出資等に該当するもの以外のものに	1,526	61	1,694	67			
に係るエクスポージャー 3,064 122 3,384 135 ②証券化エクスポージャー		ア資本に係る調整項目の額に算入されなか	111	4	111	4			
②証券化エクスポージャー			444	17	420	16			
②証券化エクスポージャー	上	記以外のエクスポージャー	3,064	122	3,384	135			
 証券化(オリジネーター) (うち再証券化) 一 ○ ○<			_	_	_	_			
(うち再証券化)			_	_	_	_			
(うち再証券化)	(うち		_	_	_	_			
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	証券	化(オリジネーター以外)	_	_	_	_			
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	(うせ		_	_	_	_			
のの額 89 3 91 3 ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △915 △36 △465 △18 ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 - - - - - ⑦中央清算機関関連エクスポージャー - - - - - ロ、オペレーショナル・リスク 1,807 72 1,750 70	③複数の	資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、	_	_	_	_			
エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額 ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 ⑦中央清算機関関連エクスポージャー ロ、オペレーショナル・リスク 一			89	3	91	3			
⑦中央清算機関関連エクスポージャー - - - - ロ、オペレーショナル・リスク 1,807 72 1,750 70	エクス	ポージャーに係る経過措置により	△915	△36	△465	△18			
ロ、オペレーショナル・リスク 1,807 72 1,750 70	©CVAIJ.	スク相当額を8%で除して得た額				_			
	⑦中央清	算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_			
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ) 23,622 944 25,485 1,019	ロ、オペレーシ	ノョナル・リスク	1,807	72	1,750	70			
	八、単体総所	要自己資本額(イ+ロ)	23,622	944	25,485	1,019			

〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉 粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15% ÷8% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5、単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

 [「]大変自己資本の額=リスク・アセット×4%
 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

^{4、}オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

■ 信用リスクに関する エクスポージャー及び 主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

業種区分	バティブ以外のオース マップ フ・バランス取引 マップ							
期間区分	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
 国内	49,430	50,563	28,098	28,554	10,092	10,277	670	639
国外	2,086	2,062	_	_	2,086	2,062	_	_
地域別合計	51,517	52,626	28,098	28,554	12,179	12,340	670	639
製造業	1,199	1,208	343	331	705	602	_	_
農業、林業	190	171	190	171	_	_	_	_
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	150	212	150	183	_	_	_	_
建設業	3,871	4,133	3,871	4,021	_	_	19	112
電気・ガス・熱供給・水道業	1,249	1,211	849	1,011	400	200	_	_
情報通信業	106	88	106	88	_	_	_	_
運輸業、郵便業	723	908	319	292	403	604	38	_
卸売業・小売業	2,168	2,493	1,937	1,970	199	402	111	68
金融業・保険業	10,963	8,586	666	679	2,501	1,777	_	_
不動産業	4,571	5,128	4,468	5,017	99	99	13	7
物品賃貸業	89	132	89	132	_	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	127	129	127	129	_	_	2	_
宿泊業	427	740	427	411	_	_	338	328
飲食業	738	665	738	649	_	_	15	16
生活関連サービス業、娯楽業	228	308	200	256	_	_	24	23
教育、学習支援業	42	55	42	28	_	_	_	26
医療、福祉	139	155	139	155	_	_	_	_
その他のサービス	1,737	1,614	1,735	1,606	_	_	33	6
その他の産業	509	210	509	210	_	_	_	_
国•地方公共団体等	8,435	9,226	1,067	1,073	7,368	8,153	_	_
個人	10,116	10,181	10,116	10,133	_	_	71	48
その他	3,729	5,064	_	_	500	500	_	_
業種別合計	51,517	52,626	28,098	28,554	12,179	12,340	670	639
1年以下	25,448	25,985	18,446	18,889	4,549	5,071		
1年超3年以下	5,299	4,549	3,270	3,461	2,028	1,088		
3年超5年以下	2,944	3,411	2,393	2,217	300	604		
5年超7年以下	2,210	1,917	1,296	1,504	914	412		
7年超10年以下	2,747	3,206	1,447	1,362	699	899		
10年超	7,380	7,073	595	609	3,685	4,264		
期間の定めのないもの	3,513	4,085	648	508	_	_		
その他	1,972	2,397	_	_	_	_		
残存期間別合計	51,517	52,626	28,098	28,554	12.179	12,340		

- プラドローはは、アッド・アンスは、10・アンス

種 類	当期末残高	当期増減額	
一般貸倒引当金	27年度	49	7
一放貝因別日並	26年度	42	24
個別貸倒引当金	27年度	583	△ 51
	26年度	634	97
A =1	27年度	633	△ 44
合計	26年度	677	122

(注) 1. 当組合では、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
(単位:百万円)

0->20 (-10.00) (0.00) (0.00) (0.00)	(<u>E</u>	単位:白万円)							
	個別貸倒引当金								
	期末	用末残高 期中増減額			貸出金償却額				
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度			
製造業	19	19	0	0	_	_			
農業、林業	_	_	_	_	_	_			
漁業	_	_	_	_	_	_			
鉱業、砕石業、砂利採取業	_	_	_			_			
建設業	101	112	84	11		_			
電気・ガス・熱供給・水道業	_	-	_	1	1	_			
情報通信業	_	_	_			_			
運輸業、郵便業	18	_	0	△ 18		_			
卸売業·小売業	96	68	4	△ 28	_	_			
金融業・保険業	_	_	_	_	_	_			
不動産業	52	82	△6	30	_	_			
物品賃貸業	_	_	_	_	_	_			
学術研究、専門・技術サービス業	2	_	1	△2		_			
宿泊業	236	233	△3	△3		_			
飲食業	24	5	17	△ 19	_	_			
生活関連サービス業、娯楽業	16	16	△1	0	_	_			
教育、学習支援業	_	6	_	6	_	_			
医療、福祉	_	_	_		_	_			
その他のサービス	8	10	△2	2	_	_			
その他の産業	_	_	_	_	_	_			
国•地方公共団体等	_	_	_		_	<u> </u>			
個人	55	28	△1	△ 27	_	_			
合計	634	583	98	△ 51		_			

⁽注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

- ■一般貸倒引当金、 個別貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額
- 業種別の個別貸倒引当金 及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

■ リスクウエイトの区分ごとの エクスポージャーの額等

4		エクスポージャーの額							
告示で定める	平成2	6年度	平成2	7年度					
リスクウエイト区分(%)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し					
0%	_	13,372	_	14,825					
10%	_	1,529	_	1,727					
20%	100	9,210	200	6,980					
35%	_	7,797	_	7,436					
50%	1,199	854	1,001	661					
75%	_	5,022	_	5,205					
100%	1,009	11,369	1,207	12,946					
150%	_	49	_	67					
250%	_	_	_	367					
1250%	_	_	_	_					
その他	_	_	_	_					
合計	2,309	49,208	2,409	50,217					

- 注1 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。 注2 エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。 注3 コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関 連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー

					(=	即2.日万円)
信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・	デリバティブ
ポートフォリオ	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,278	1,221	157	140	_	_

- 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会 により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)

■ 出資等エクスポージャーの 貸借対照表計上額及び時価等

	平成2	6年度	平成2	7年度					
区分	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価					
上場株式等	956	956	1,235	1,235					
非上場株式等	153	-	227	_					
合 計	1,109	956	1,463	1,235					

注. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポ -ジャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■ 出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う 損益の額

		(単位:日万円)
区分	平成26年度	平成27年度
売却益	96	194
売却損	-	-
償 却	-	_

注. 損益計算書における損益の額を記載しております。

(単位・百万円)

(単位・五下田)

■ 貸借対照表で認識され、 かつ損益計算書で 認識されない評価損益の額

		(+12 - 1731 37
区分	平成26年度	平成27年度
評価損益	444	243

注、「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■ 信用リスク・アセットの みなし計算が適用される エクスポージャーの額

当組合では、標準的手法を採用しておりますので 該当するエクスポージャーはありません。

■ 金利リスクに関して 内部管理上使用した 金利ショックに対する 損益又は経済価値の増減額

		(半位・日月日/
区分	平成26年度	平成27年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	443	582

注. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等) が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。



■法定開示項目一覧

協金法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

	▲ 太正開小坝日一見	T	
			頁
	組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
	イ事業の組織		04
	ロ 理事及び監事の氏名及び役職名		04
	ハ会計監査人の名称		04
	二事務所の名称及び所在地		42
		亥当なし	
	組合の主要な事業の内容		14
	組合の主要な事業に関する次に掲げる事項		05
_	イ直近の事業年度における事業の概況 ロ直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事	T百	
	□ 恒払りの事業中侵におりる主要な事業の状況を小り指標として次に拘りる事(1)経常収益	垻	05
_	(2)経常利益又は経常損失		05
	(3) 当期純利益又は当期純損失		05
	(4)出資総額及び出資総口数		05
	(5)純資産額		05
	(6)総資産額		05
	(7)預金積金残高		05
	(8)貸出金残高		05
	(9)有価証券残高		05
	(10) 単体自己資本比率		05
	(11) 出資に対する配当金		05
	(12) 職員数		05
		亥当な!	
_		亥当な!	
_		亥当な!	
_	(16) 信託財産額 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	亥当なし	
_	(1)主要な業務の状況を示す指標		
_	ア業務粗利益及び業務粗利益率		29
-	イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		29
	ウ資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利	ř	29
_	工受取利息及び支払利息の増減	Н	29
_	オ総資産経常利益率		29
	力総資産当期純利益率		29
	(2)預金に関する指標		
	ア流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残る		31
	イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残	ā	31
	(3)貸出金等に関する指標		
	ア手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	j	32
	イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高		32
	ウ担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		32•33
	エ 使途別の貸出金残高		33
_	オ業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合		32
_	力預貸率の期末値及び期中平均値		30
_	(4)有価証券に関する指標	ナリ/ナ-1	
-		亥当なし	34
_	ウ有価証券の種類別の平均残高		34
	エ 預証率の期末値及び期中平均値		30
		亥当なし	
	組合の事業の運営に関する次に掲げる事項		
	イリスク管理の体制	(08~11
	口法令遵守の体制		12
	ハ中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	?	17~19
_	二次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項		
		m 1+h	
	(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合当該信用		
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項領	第一	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当	第一 亥手	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当記 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決	第一 亥手 幾関	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称	第一 亥手 幾関 亥当な[
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信	第一 亥手 幾関 亥当な「 羽協	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項	第一 亥手 幾関 亥当な「 羽協	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信	第一 亥手 幾関 亥当なり 用協 第二	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 付貸付対照表。損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21 23~28 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21 23~28 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決構 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 行賃借対限表,損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21 23~28 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヵ月以上延滞債権を	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (1)元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額	第一 亥手 幾関 亥当ない 司協 第二	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 程合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 付貸借対照表、損益計算書及び剝余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (7)元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権に該当する貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 日司資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 行賃借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権をび貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 こ自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)近条件緩和債権に該当する貸出金 (7)延滞債権に該当する貸出金 (8)近条件緩和債権に該当する貸出金 (9)近条件緩和債権に該当する貸出金 (1)近条件緩和債権に該当する貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権。三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 三自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1)自己資本調達手段の概要	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 程の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)受出金額を付款的のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 二自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決析 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 バ元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 が一本補で、大型約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権をび貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 コ自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 程の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)受出金額を付款的のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 二自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)近条件緩和債権に該当する貸出金 (6)近条件緩和債権に該当する貸出金 (7)元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本再達に関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)延滞債権に該当する貸出金 (7)元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権。三カリと延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 三自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に 掲げる事項	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)受出条件緩和債権に該当する貸出金 (7)延滞債権に該当する貸出金 (8)が開始を 近滞債権。三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 三自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本有決度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に	第一 変手	21 07 07 07 07 07 07 07 07
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決析 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金)バ元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 が当時権、三カ月以上延滞債権ので設出をのうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 二自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に 掲げる事項 ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	第一 変手	21 23~28 07 07 07 07 07 07 07 07 09
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)近条件緩和債権に該当する貸出金 (7)元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に 掲げる事項 ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの	第一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	21 23~28 07 07 07 07 07 07 07 06 06 06 09
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決析 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (1)元本補でん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (1)元本補で人契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 こ自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に 掲げる事項 ①リスタ・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの 判定に使用する適格格付機関等の名称 (4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概 (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク	第一手 ・	21 23~28 07 07 07 07 07 07 06 06 06
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5) 延滞債権に該当する貸出金 (6) 近半件緩和債権に該当する貸出金 (7) 延滞債権に該当する貸出金 (1) 自己資本網で該当する貸出金 (1) 自己資本間ではである信託に係る貸出金の方的破綻先債権、 延滞債権三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1) 自己資本海実度に関する評価方法の概要 (2) 自己資本方実度に関する評価方法の概要 (3) 信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの 判定に使用する適格格付機関等の名称 (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概 (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関する事項	育支機を ・	21 223~28 07 07 07 07 07 07 07 07 09 09
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1)破綻先債権に該当する貸出金 (2)延滞債権に該当する貸出金 (3)三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (3)三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5)延滞債権に該当する貸出金 (6)買出条件緩和債権に該当する貸出金 (7)延滞債権に該当する貸出金 (1)買出条件緩和債権に該当する貸出金 (1)買出条件緩和債権に該当する貸出金 (2)延滞債権。三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 三自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項 (1)自己資本調達手段の概要 (2)自己資本充実度に関する評価方法の概要 (3)信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスク管理の方針及び手続の概要 イ標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関等の名称 (4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概 (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関する事項 (6)証券化エクスポージャーに関する事項	第一手 ・	21 223~28 07 07 07 07 07 07 07 07 09 09
	同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当語 続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決 の商号又は名称 (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信 同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算 口貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (5) 延滞債権に該当する貸出金 (6) 近半件緩和債権に該当する貸出金 (7) 延滞債権に該当する貸出金 (1) 自己資本網で該当する貸出金 (1) 自己資本間ではである信託に係る貸出金の方的破綻先債権、 延滞債権三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に 該当するものの額並びにその合計額 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 定性的な開示事項】 (1) 自己資本海実度に関する評価方法の概要 (2) 自己資本方実度に関する評価方法の概要 (3) 信用リスクに関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスクで関する次に掲げる事項 アリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの 判定に使用する適格格付機関等の名称 (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概 (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関する事項	育支機を ・	21 223~28 07 07 07 07 07 07 07 07 09 09

	-12
関するリスク管理の方針及び手続の概要	10~
(9)金利リスクに関する次に掲げる事項	
アリスク管理の方針及び手続の概要	
イ内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
【定量的な開示事項】	
(1)自己資本充実状況(自己資本比率明細)	
(2)自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ信用リスクに対する所要自己資本額及び	
このうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(ア)標準的手法が適用されるポートフォリオ及び	
標準的手法が複数のポートフォリオに適用され	1る
場合における適切なポートフォリオの	
区分ごとの内訳	
(イ)証券化エクスポージャー	
ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	額
及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごと	の額
(ア)基礎的手法	
ハ 単体自己資本比率	
二 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に	
4パーセントを乗じた額	
(3)信用リスクに関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及	7
びエクスポージャーの主な種類別の内訳	
口信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	
のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらの	
エクスポージャーの主な種類別の内訳	
(ア)地域別	
(イ)業種別又は取引相手別	
(ウ)残存期間別	
ハ三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又は	
デフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び	
これらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(ア)地域別	
(イ)業種別又は取引相手別	
二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の	
(ア) 地域別	
(イ)業種別又は取引相手別	
ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却額	
へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、	
リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法	
の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告	示
第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本を	
控除した額	
(4)信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、	
次に掲げる信用リスク削減手法が適用された	
エクスポージャーの額	
(ア) 適格金融資産担保	
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、	
保証又はクレジット・デリバティブが適用された	
エクスポージャーの額	
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関する事項	該当なし
リヘンに関する事項	
(て) 江光ルテクスポージ。 に即士ス市市	該当なし
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ	る事項
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表	る事項 計上額
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ	る事項 計上額
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ ² (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーに該当しない	る事項 計上額
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び	る事項計上額
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額	る事項計上額
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨情対照表計上張、時価及び次に掲げる事項に係ら賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 償却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸信対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸信対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 借却に伴う損益の額 ハ貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ質借対照表計上額、時価及び欠に掲げる事項に係る賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ ² (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額 ハ貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない	る事項 計上額 ヤー
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨信対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る賃信対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び (横却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額	る事項計計額マー 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー しまります。 出資等又は株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び (横却に伴う損益の額 (大)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 こ貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに	る事項計計額マー 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージン (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額 ハ貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 こ貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済価値の増減額	る事項 計計額 アー 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ賃借対照表計上線、時価及び次に掲げる事項に係ら賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 億却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評	る事項 計計額 アー 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び (横却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券	る事項 計上額 マー 該当なし 該当なし て 価損益
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額 ハ貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの弱 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託	る事項 計計額 アー 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨情対照表計上張、時価及び次に掲げる事項に係ら賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 償却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引	る事項 計上額 ヤー 該当なし で 価損益 該当なし 該当なし で
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ賃借対照表計上線、時価及び次に掲げる事項に係ら賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー の出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び (横却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 へ貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	る事項 計上額 マー 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び (横却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 介質例引出金の期末残高及び期中増減額 ト貸出金償却の額	る事項 計計額 マー 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 備却に伴う損益の額 (外)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 水次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 へ資倒引出金の期末残高及び期中増減額 ト貸出金償却の額 チ会計監査人の監査	る事項 計上額 マー 該当なし 該当なし で 価損益 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貨借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る賃借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージ・ (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び (横却に伴う損益の額 ハ賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二賃借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 介質例引出金の期末残高及び期中増減額 ト貸出金償却の額	る事項 計計額 マー 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 備却に伴う損益の額 (外)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 水次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 へ資倒引出金の期末残高及び期中増減額 ト貸出金償却の額 チ会計監査人の監査	る事項 計上額 マー 該当なし 該当なし で 価損益 該当なし 該当なし
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げ イ貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表 (ア)上場している出資等又は株式等エクスポージャー (イ)上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー 口出資等又は株式等エクスポージャー の売却及び 備却に伴う損益の額 (外)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額 二貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額 (8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額 (9)金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 水次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評 (1)有価証券 (2)金銭信託 (3)第41条第1項第5号に掲げる取引 へ資倒引出金の期末残高及び期中増減額 ト貸出金償却の額 チ会計監査人の監査	る事項 計上額 マー 該当なし 該当なし で 価損益 該当なし 該当なし

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払 総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与については前年度の業績等を それぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支給時期 c. 支給方法

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	60

注1.対象役員に該当する理事は9名、監事は3名です。

注2.上記内訳は「基本報酬」58百万円、「賞与」2百万円となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

- 注1.対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注2.「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや 株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



十勝信用組合営業地区•店舗





トピックス



総代交友会 新年交礼会セミナー 講師:中小企業基盤整備機構事業承継 コーディネーター 小川 孝二様



(株)日本政策金融公庫との地方創生支援を含む 業務連携・協力に関する覚書の締結 (H27年8月24日)



姫路城と宝塚観劇ゆったり神戸の旅 年金旅行では10月5日から4日間、総勢108名が大修理から復活の 姫路城・洋館立ち並ぶ街並み散策と宝塚観劇鑑賞にいってきました。



平成28年予定の年金旅行





店舗一覧表

《事務所の名称・所在地・自動機器 (ATM) 設置状況》

(平成28年6月24日現在)

本 店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地	TEL. 0155-23-1371	FAX. 0155-24-0354	· ATM 2台
緑ヶ丘支店	〒080-0026 帯広市西16条南4丁目60番17	TEL. 0155-41-8131	FAX. 0155-41-8133	ATM 2台
北支店	〒080-0802 帯広市東2条南5丁目13番地	TEL. 0155-23-2135	FAX. 0155-24-0327	ATM 1台
幕別支店	〒089-0603 中川郡幕別町本町93番地2	TEL. 0155-54-2428	FAX. 0155-54-4324	ATM 1台
上士幌支店	〒080-1408 河東郡上士幌町東3線237番地	TEL. 01564-2-3111	FAX. 01564-2-4144	ATM 1台
南支店	〒080-0015 帯広市西5条南19丁目9番地	TEL. 0155-27-2298	FAX. 0155-24-0391	ATM 1台
西支店	〒080-0028 帯広市西18条南2丁目11番地	TEL. 0155-33-9191	FAX. 0155-35-6819	ATM 1台
啓北支店	〒080-0043 帯広市西13条北4丁目1番地	TEL. 0155-33-1212	FAX. 0155-33-1215	: ATM 1台

42











